平成２５年（フ）第７９号
広島県尾道市瀬戸田町福田891番地２
債務者　上道　　稔
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
愛媛県今治市吉海町名駒353番地
債務者　矢野　和子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１７号
大分県竹田市直入町大字長湯8195番地24
債務者　安部　雅人
1　決定年月日時　平成25年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２５年（フ）第９３号
鹿児島県姶良市下名893番地２
債務者　山下　裕子（旧姓川島・武元）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
鹿児島県薩摩川内市高江町1256番地２、前住所鹿児島県薩摩川内市久見崎町1313番地
債務者　松田　民雄
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
鹿児島県薩摩川内市高江町1256番地２、前住所鹿児島県薩摩川内市久見崎町1313番地
債務者　松田　和恵
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
鹿児島県出水郡長島町指江975番地、前住所大阪府枚方市須山町55番21―24号
債務者　竹之内順二
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
鹿児島県薩摩川内市宮内町2080番地日栄マンション102号、前住所鹿児島県姶良市蒲生町西浦628番地１西浦団地２棟１号
債務者　束野　　純（旧姓境）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町3374番地
債務者　辻　　正幸
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1946番地宮之城東谷団地９号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町広瀬436番地４コーポ広瀬202号
債務者　轟木　浩一
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
宮城県柴田郡柴田町北船岡２丁目３番26号
債務者　佐藤百合子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１３９号
長野県千曲市大字稲荷山2130番地　県住稲荷山団地１号棟504号
債務者　梅津　義男
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
長野市大字稲葉1848番地１　コーポ神田202号室
債務者　山口　敏夫
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
長野市上松４丁目10番2605号
債務者　池松　春城
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
長野県中野市大字赤岩1372番地１
債務者　湯本　晋隆
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９３７号
京都市右京区西京極畑田町10番地　パルテ西京極505号室
債務者　谷口　慶太
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９３８号
京都市右京区西京極畑田町10番地　パルテ西京極505号室
債務者　谷口さつき
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係